

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

法人税基本通達のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第 1 節 特殊な団体の損益</p> <p>第 1 款 組合事業による損益</p> <p>第 2 款 従業員団体の損益</p> <p>第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第 1 款 事業分量配当等</p> <p>第 2 款 特別の賦課金</p> <p>第 3 節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第 1 款 更生会社等の損益等</p> <p>第 2 款 債権者等の損益</p>	<p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第 1 節 特殊な団体の損益</p> <p>第 1 款 組合事業による損益</p> <p>第 2 款 従業員団体の損益</p> <p>第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第 1 款 事業分量配当等</p> <p>第 2 款 特別の賦課金</p> <p>第 3 節 会社更生法の適用に伴う損益</p> <p>第 1 款 更生会社の損益等</p> <p>第 2 款 債権者等の損益</p>

二 収益の計算に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(株式の信用取引等をした場合の収益の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 23 法人が証券取引法第161条の2第1項(信用取引等における保証金の預託)の規定による……………</p> <p>(利益の配当等の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 27 法人が他の法人から受ける利益の配当、中間配当(商法第293条ノ5第1項(中間配当)又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第102条第1項(中間配当))に規定する金銭の分配をいう。以下同じ。) 剰余金の分配……………</p> <p>(1) ……………</p>	<p>(株式の信用取引等をした場合の収益の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 23 法人が証券取引法第156条の3第1項(免許の申請)の規定による……………</p> <p>(利益の配当等の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 27 法人が他の法人から受ける利益の配当、商法第293条ノ5第1項(中間配当)に規定する金銭の分配(以下「中間配当」という。) 剰余金の分配……………</p> <p>(1) ……………</p>

(2) 中間配当については、当該中間配当に係る取締役会の決議又は取締役の決定のあった日。ただし、その決議又は決定により中間配当の請求権に関しその効力発生日として定められた日があるときは、その日

(3) .....

(4) .....

(2) 中間配当については、当該中間配当に係る取締役会の決議のあった日。ただし、その決議により中間配当の請求権に関しその効力発生日として定められた日があるときは、その日

(3) .....

(4) .....

三 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>(証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義) 3 - 1 - 3 令第19条第1項第2号(証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額)).....</p> <p>(旧株と新株とがある場合の短期所有株式等の数の計算) 3 - 1 - 4 .....法第23条第2項(短期所有株式等の配当等の益金算入)).....</p> <p>(転換社債を転換した場合の短期所有株式等の判定) 3 - 1 - 5 .....法第23条第2項(短期所有株式等の配当等の益金算入)).....</p> <p>(新株引受権付社債に係る新株引受権を行使した場合等の短期所有株式等の判定) 3 - 1 - 6 .....法第23条第2項(短期所有株式等の配当等の益金算入)).....</p> <p>(注)措置法第67条の5第1項(特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例)に規定する.....同項に規定する.....</p>	<p>(証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義) 3 - 1 - 3 令第19条第1項第2号(証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額)).....</p> <p>(旧株と新株とがある場合の短期所有株式の数の計算) 3 - 1 - 4 .....法第23条第2項(短期所有株式の配当等の益金算入)).....</p> <p>(転換社債を転換した場合の短期所有株式の判定) 3 - 1 - 5 .....法第23条第2項(短期所有株式の配当等の益金算入)).....</p> <p>(新株引受権付社債に係る新株引受権を行使した場合等の短期所有株式の判定) 3 - 1 - 6 .....法第23条第2項(短期所有株式の配当等の益金算入)).....</p> <p>(注)措置法第67条の5第1項の表の第2号の下欄(特定の公社債等を交換した場合の課税の特例)に規定する.....同号の上欄に規定する.....</p>

四 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前

(総資産の帳簿価額の計算)

3 - 2 - 12 令第22条第1項第1号(総資産の帳簿価額)に規定する総資産の帳簿価額(以下3 - 2 - 12の3までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、次に掲げるような場合には、次による。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....
- (6) .....

(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)

3 - 2 - 12の2 法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価額に含まれることに留意する。

(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)

3 - 2 - 12の3 法人が税効果会計を適用している場合には、総資産の帳簿価額から控除する利益又は剰余金の処分による圧縮積立金又は特別償却準備金の金額は、貸借対照表に計上されている圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定の金額とこれらの勘定に係る繰延税金負債の額との合計額となることに留意する。

(注) 当該繰延税金負債が繰延税金資産と相殺されて貸借対照表に計上されている場合には、その相殺後の残額となることに留意する。この場合、その相殺については、圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定に係る繰延税金負債の額が繰延税金資産の額とまず相殺されたものとして取り扱って差し支えない。

(総資産の帳簿価額の計算)

3 - 2 - 12 令第22条第1項第1号(総資産の帳簿価額)に規定する総資産の帳簿価額の計算については、次に掲げるような場合には、次による。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....
- (6) .....

(新 設)

(新 設)

五 合併差益金等

改 正 後	改 正 前
(被合併法人から受け入れた減価償却資産の特別償却) 4 - 2 - 17 .....措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第	(被合併法人から受け入れた減価償却資産の特別償却) 4 - 2 - 17 .....措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第

42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項及び第43条から第45条の3（第45条の2第3項を除く。）まで……………

- (1) ……………
- (2) ……………

42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項及び第43条から第45条の2（同条第3項を除く。）まで……………

- (1) ……………
- (2) ……………

六 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
<p>(製造原価に算入しないことができる費用)</p> <p>5 - 1 - 4 ……………</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ……………</li> <li>(2) ……………</li> <li>(3) ……………</li> <li>(4) ……………</li> <li>(5) ……………</li> <li>(6) ……………</li> <li>(7) ……………</li> <li>(8) ……………</li> <li>(9) ……………</li> <li>(10) ……………</li> <li>(11) ……………</li> <li>(12) ……………</li> </ul> <p>(13) 工場等が支出した寄附金の額</p> <p>(14) 借入金の利子の額</p>	<p>(製造原価に算入しないことができる費用)</p> <p>5 - 1 - 4 ……………</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ……………</li> <li>(2) ……………</li> <li>(3) ……………</li> <li>(4) ……………</li> <li>(5) ……………</li> <li>(6) ……………</li> <li>(7) ……………</li> <li>(8) ……………</li> <li>(9) ……………</li> <li>(10) ……………</li> <li>(11) ……………</li> <li>(12) ……………</li> </ul> <p>(13) 営業権の償却費の額</p> <p>(14) 工場等が支出した寄附金の額</p> <p>(15) 借入金の利子の額</p>

七 有価証券の評価の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(有価証券の種類)</p> <p>6 - 3 - 3 令第34条第1項(有価証券の評価の方法)に規定する有価証券の種類は、おおむね証券取引法第2条第1項第1号から第11号まで(第9号を</p>	<p>(有価証券の種類)</p> <p>6 - 3 - 3 令第34条第1項(有価証券の評価の方法)に規定する有価証券の種類は、おおむね次に掲げる区分によるものとする。この場合、外貨建ての</p>

除く。)の各号(定義)ごとの区分によるものとし、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するものは、これに準じて区分する。

ただし、転換社債又は新株引受権付社債は、同項第4号の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分することとし、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができる。

(注) 法人が、分離型の新株引受権付社債に係る社債及び新株引受権につき、その帳簿価額を合理的に区分して経理しているときは、当該社債及び新株引受権については、それぞれ同項第4号の社債及び同項第6号の新株引受権に含まれる。

(信託をしている有価証券)

6 - 3 - 3の2 法人が信託(金銭等の信託を除く。).....

(注) 金銭等の信託に係る有価証券には、次のようなものがある。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....

有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債(いわゆる金融債等会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含み、転換社債、新株引受権付社債及び日本国有鉄道清算事業団特別債券を除く。)
- (3) 転換社債
- (4) 新株引受権付社債
- (5) 日本国有鉄道清算事業団特別債券
- (6) 優先出資
- (7) 株式(新株引受権を含む。)
- (8) 特定株式投資信託の受益証券
- (9) 証券投資信託及び貸付信託の受益証券(特定株式投資信託の受益証券を除く。)
- (10) コマーシャル・ペーパー
- (11) 外国法人の発行する貸付債権の信託の受益証券
- (12) 外国法人の発行する譲渡性預金証書
- (13) (1)から(12)までに掲げる有価証券以外の有価証券

(注) 法人が、分離型の新株引受権付社債に係る社債及び新株引受権につき、その帳簿価額を合理的に区分して経理しているときは、当該社債及び新株引受権については、それぞれ(2)及び(7)に掲げる社債及び新株引受権に含まれる。

(信託をしている有価証券)

6 - 3 - 3の2 法人が信託(金銭の信託を除く。).....

(注) 金銭の信託に係る有価証券には、次のようなものがある。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....

## 八 減価償却資産の範囲

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

<p>(織機の登録権利等)</p> <p>7 - 1 - 5 繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等の権利を取得するために支出する費用は、営業権に該当するものとする。</p> <p>(注).....</p> <p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>7 - 1 - 9 令第13条第8号レ.....</p>	<p>(織機の登録権利等)</p> <p>7 - 1 - 5 繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権、内航海運業のいわゆる建造引当権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等の権利を取得するために支出する費用は、営業権に該当するものとする。</p> <p>(注).....</p> <p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>7 - 1 - 9 令第13条第8号タ.....</p>
--	--

九 減価償却の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>7 - 2 - 2 .....令第51条第1項 (減価償却資産の償却の方法の選定)).....</p>	<p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>7 - 2 - 2 .....令第51条第1項 (減価償却資産の償却方法の選定)).....</p>

十 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(非上場有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9 - 1 - 9 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始決定があったこと。</u></p> <p>(2) .....</p> <p>(注).....</p>	<p>(非上場有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9 - 1 - 9 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ <u>会社更生法の規定による更生手続の開始決定があったこと。</u></p> <p>(2) .....</p> <p>(注).....</p>

十一 報酬、給料、賞与及び退職給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(海外在勤役員に対する滞手当等)</p> <p>9 - 2 - 9 .....<u>令第69条第2号(支給限度額を超える役員報酬の額)</u>.....</p>	<p>(海外在勤役員に対する滞手当等)</p> <p>9 - 2 - 9 .....<u>令第69条第2号(過大な役員報酬の額)</u>.....</p>

十二 保険料等

改 正 後	改 正 前
<p>(退職金共済掛金等の損金算入の時期)</p> <p>9 - 3 - 1 .....<u>現実に納付(中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約に係る掛金については</u>.....</p> <p>(注)勤労者退職金共済機構の退職金共済契約の場合.....</p>	<p>(退職金共済掛金等の損金算入の時期)</p> <p>9 - 3 - 1 .....<u>現実に納付(特定業種退職金共済組合に対する掛金については</u>.....</p> <p>(注)中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合の退職金共済契約の場合.....</p>

十三 寄附金

改 正 後	改 正 前
(公共企業体等に対する寄附金) 9 - 4 - 5 .....日本政策投資銀行等.....	(公共企業体等に対する寄附金) 9 - 4 - 5 .....日本開発銀行等.....

十四 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ) 9 - 6 - 1 ..... (1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定..... (2) ..... (3) ..... (4) .....	(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ) 9 - 6 - 1 ..... (1) 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定..... (2) ..... (3) ..... (4) .....

十五 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
(2以上の事業年度にわたり納付金が納付される場合の圧縮記帳) 10 - 4 - 1 法第46条第1項(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)..... (1) ..... (2) .....	(2以上の事業年度にわたり納付金が納付される場合の圧縮記帳) 10 - 4 - 1 法第46条第1項(非出資組合が賦課金で取得した固定資産の圧縮額の損金算入)..... (1) ..... (2) .....

十六 特定出資により取得した有価証券の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
(借地権の設定) 10 - 7 - 1 の 2 .....	(借地権の設定) 10 - 7 - 1 の 2 .....

<p>(注).....令第93条第2項第2号.....</p> <p>(引当金等の引継ぎ禁止)</p> <p>10 - 7 - 4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(注).....11 - 4 - 24から11 - 4 - 30まで.....</p>	<p>(注).....令第93条第2号.....</p> <p>(引当金等の引継ぎ禁止)</p> <p>10 - 7 - 4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(注).....11 - 5 - 23から11 - 5 - 29まで.....</p>
---	--

十七 借地権の設定等に伴う所得の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>13 - 1 - 11 令第138条第3項(特別の経済的な利益の額の計算)に規定する「通常の利率」は年4.5%、.....</p>	<p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>13 - 1 - 11 令第138条第3項(特別の経済的な利益の額の計算)に規定する「通常の利率」は年1割、.....</p>

十八 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
<p>(延払基準の適用)</p> <p>13の2 - 2 - 5 .....</p> <p>.....当該長期割賦販売等に係る引渡し又は提供の日の属する事業年度.....</p>	<p>(延払基準の適用)</p> <p>13の2 - 2 - 5 .....</p> <p>.....当該譲渡の日の属する事業年度.....</p>

十九 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
<p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p> <p>14 - 2 - 3の2 .....,同条第27項.....</p>	<p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p> <p>14 - 2 - 3の2 .....,同条第11項.....</p>

(消費生活協同組合剰余金割戻積立金の損金算入)

14 - 2 - 5 .....消費生活協同組合財務処理規則(以下この款において「財務処理規則」という。第23条第3項(利用分量割戻金の積立)).....  
.....同条第6項(割戻積立金の利益算入)).....

(割戻積立金の益金算入)

14 - 2 - 6 .....  
(1) 財務処理規則第23条第4項(割戻しの期限)).....  
(2) .....  
(3) .....

(利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定)

14 - 2 - 7 財務処理規則第23条第2項(利用分量割戻しの基準)).....  
.....同項かっこ書.....

(領収書等の交付の省略)

14 - 2 - 8 .....財務処理規則第23条第2項(利用分量割戻しの基準)の基準の判定及び第23条第5項(利用分量の確認)).....

(消費生活協同組合剰余金割戻積立金の損金算入)

14 - 2 - 5 .....消費生活協同組合の剰余金割りもどしに関する省令(以下この款において「剰余金割りもどし省令」という。第3条(利用分量割りもどし金の積立て)).....  
.....剰余金割りもどし省令第4条第3項(割りもどし積立金の利益算入)).....

(割戻積立金の益金算入)

14 - 2 - 6 .....  
(1) 剰余金割りもどし省令第4条第1項(割りもどしの期限)).....  
...  
(2) .....  
(3) .....

(利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定)

14 - 2 - 7 剰余金割りもどし省令第2条(利用分量割りもどしの基準)).....  
.....同条かっこ書.....

(領収書等の交付の省略)

14 - 2 - 8 .....剰余金割りもどし省令第2条(利用分量割りもどしの基準)の基準の判定及び第4条第2項(利用分量の確認)).....